

学校法人新渡戸文化学園情報セキュリティに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、学校法人新渡戸文化学園(以下「学園」という。)における情報セキュリティを継続的かつ発展的に維持するため、学園情報セキュリティポリシー(以下「学園ポリシー」という。)に基づき、情報セキュリティ対策の実施に関する必要事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本条で規定する以外の用語の定義については、原則として、文部科学省が定めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準ずるものとする。

(1)情報資産

情報システム及び情報システムに記録された情報並びに情報を管理する仕組み(情報システム、システムの開発・運用及び保守のための資料等)のすべての情報をいう。

(2)情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持をいう。

(3)情報システム

ハードウェア及びソフトウェアから構成される情報機器、有線または無線のネットワーク及び記録媒体で構成された情報の作成、利用及び管理のための仕組みをいう。

(4)情報セキュリティポリシー

学園ポリシーをいう。

(5)インシデント

情報セキュリティに関し、意図的あるいは偶発的に生じる学園の諸規程等または法律に違反する事故もしくは事件をいう。

(6)個人情報

学園個人情報保護規程第2条に定める個人情報の定義に同じ。

(7)部署

学園事務組織・事務分掌規程別表に定める組織図で示す部署に同じ。

(対象範囲)

第3条 本規程の対象範囲は、学園ポリシーに定める適用範囲のとおりとする。

第2章 情報セキュリティ管理体制

(最高情報セキュリティ責任者)

第4条 学園ポリシーに基づく総括的な意思決定及び学園内外に対する責任を負う者として最高情報セキュリティ責任者をおき、学園理事者の中から理事長が指名する。

(情報セキュリティ実施責任者)

第5条 最高情報セキュリティ責任者を補佐し、情報セキュリティ対策の実施に関し総括的な対応に当たる者として情報セキュリティ実施責任者をおき、法人事務局長をもって充てる。

(情報セキュリティ管理者)

第6条 部署における情報セキュリティの実施に関する権限と責任を有する者として、各部署に情報セキュリティ管理者をおき、各部署の長をもって充てる。

(情報セキュリティ担当者)

第7条 情報セキュリティ管理者を補佐し、部署における情報セキュリティを管理する者として、各部署の長が指名する情報セキュリティ担当者をおく。

(情報セキュリティ技術管理部署)

第8条 学園における情報セキュリティに関する技術的な管理及び運用については、法人事務局施設・情報管理課(以下「施設・情報管理課」という。)が所管する。

- 2 情報セキュリティ技術管理は、各部署の情報セキュリティに関する技術的支援を行う。
- 3 情報セキュリティ技術管理は、施設・情報管理課長が所掌し、情報セキュリティ実施責任者が統括する。

(情報セキュリティ委員会)

第9条 学園の情報セキュリティに必要な一切の事項について審議する機関として、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)をおく。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項の実施および実施状況の把握を行う。

- (1) 学園ポリシーの評価及び改廃の検討
- (2) 学園の情報セキュリティに関する教育計画の策定
- (3) 学園の情報セキュリティ非常時行動計画の策定及び改廃の検討
- (4) インシデントの再発防止策の検討
- (5) その他、情報セキュリティに必要な事項

- 3 委員会の委員長には理事長を充て、副委員長には最高情報セキュリティ責任者を充てる。
- 4 各部署の情報セキュリティ管理者は、委員会の委員となる。
- 5 委員会は、次の各号に掲げるとおり運営する。
 - (1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - (2) 委員会の審議及び決議は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって行う。
 - (3) 必要があると認めるときは、委員長の指名により、委員以外の者の出席を求めその意見を聴取することができる。
- 6 委員会の庶務は、施設・情報管理課が担当する。

第3章 情報セキュリティの維持及び向上

(情報セキュリティの維持及び向上)

第10条 学園が所有もしくは管理する情報システムに係るハードウェア及びソフトウェアの設置、運用、更改及び廃棄は定められた手順に基づきこれを行う。

(クラウドサービスの利用)

第10条の2 学園が学外のクラウド事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合は、原則として、関係省庁策定のガイドラインに則りこれを行う。

(利用者教育と措置)

- 第11条 委員会は利用者の情報セキュリティ意識向上のための適切な教育計画を策定し、情報セキュリティ管理者は、当該部署においてそれを実施する。
- 2 情報セキュリティ技術管理部署は、情報セキュリティの維持を脅かす事象が発生した場合、利用制限、利用停止、切り離し、改善勧告、再教育等の措置を当該利用者もしくは部署に対して施すものとする。

第4章 インシデントへの対処と情報ネットワークの監視

(インシデントへの対処)

第12条 インシデントへの対処に関して必要な事項は、別に定める。

(情報ネットワークの監視)

第13条 情報セキュリティ技術管理部署は、情報ネットワークの利用状況を監視するとともに、発生したインシデントを追跡し、委員会に報告するものとする。

- 2 情報ネットワーク監視は、情報セキュリティ実施責任者が統括する。
- 3 情報セキュリティ技術管理部署は、監視によって得た通信の内容、もしくは個人情報を委員会以外の者に伝達してはならず、かつ委員会はその情報を適切に扱わなければならない。

第5章 監査、点検及び情報セキュリティに係る規程類の改善等

(報告義務)

第14条 各部署の情報セキュリティ管理者は当該部署における学園ポリシーに沿った基本事項の実施状況について点検し、委員会に報告するものとする。

- 2 情報セキュリティ技術管理部署は、学園ポリシーに沿った基本事項の実施状況について技術的側面から点検し、委員会に報告するものとする。

(監査、点検及び学園ポリシーの改善等)

第15条 委員会は、学園ポリシーに沿った基本事項の実施状況を、前条に定める報告を基に監査・点検し、改善もしくは改定について検討するものとする。

第6章 その他

(事務)

第16条 学園の情報セキュリティに係る事務は、施設・情報管理課が主管する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会及び常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。